

4 死因年次推移分類の変遷

本報告書の記述に、結核、悪性新生物<腫瘍>、脳血管疾患などを主要死因として解析しているが、その場合の

	Hi01 結核		Hi02 悪性新生物<腫瘍>		Hi03 糖 尿 病		Hi04 高血圧性疾患		Hi05 心疾患 (高血圧性を除く)		Hi06 脳血管疾患		Hi07 肺 炎		Hi08 慢性気管 支炎及び肺気腫	
	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
(第1回) 明治32年～39年 (1899～1906)	•	12-15 *44	•	17-18 *44	•	•	•	•	•	24 *44	•	21	•	27	•	•
明治40年～41年 (1907～1908)	•	13-16 *51	•	20-21 *51	•	•	•	•	•	29 *51	•	26	•	32	•	•
(第2回) 明治42年～大正11年 (1909～1922)	25-32	13-16	40-48 58	21-22 *26	55	25	•	•	83-85 86	33 *34	71-73	30 *32	97-98	37	•	•
(第3回) 大正12年～昭和7年 (1923～1932)	31-37	13-15	43-49 65	16 *37	57	37の再掲	•	•	87-90	19 *37	74-75 83	18 *37	100-101	22	99 (口) 106	*21 *23
(第4回) 昭和8年～18年 (1933～1943)	23-32	11-12	45-53 72	18 *27	59	22	•	•	90-95	38-43	82	32	107-109	48	106 (口) 113	*47 *50
(第5回) 昭和21年～24年 (1946～1949)	13-22	•	45-55 74	•	61	•	•	•	90-95	•	83	•	107-109	•	106 . b 113	•
(第6回) 昭和25年～32年 (1950～1957)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43 . a	502 **527	•
(第7回) 昭和33年～42年 (1958～1967)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43 . a	502 **527	•
(第8回) 昭和43年～53年 (1968～1978)	010-019	B5-B6	140-209	B19	250	B21	400-404	B27	393-398 410-429	B26 B28-B29	430-438	B30	480-486	B32	491-492	*B33 . a B33 . b
(第9回) 昭和54年～平成6年 (1979～1994)	010-018	5-6	140-208	28-37	250	39	401-405	48-49	393-398 410-429	46 51-52 54-56	430-438	58-60	480-486	63	491-492	*66-67
(第10回) 平成7年～平成28年 (1995～2016)	A15-A19	01200	C00-C97	02100	E10-E14	04100	I10-I13	09100	I01- I02 . 0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400
平成29年～ (2017～)	A15-A19	01200	C00-C96	02100	E10-E14	04100	I10-I15	09100	I01- I02 . 0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400

注：1) 死因名は第10回分類による。なお、表頭分類の名称、小分類、中分類は、第10回分類(2013年版)の死因基本分類表、死因単分類表に対応する。

2) *印はこの番号の一部であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上していない。

3) **印はこの番号の大部分であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上した。

4) •印は分類は存在するが、死因統計には用いていない。

5) 明治32年から39年(1899年～1906年)及び明治40年から41年(1907年～1908年)は同じ分類を使用しているが、分類番号が異なるのは、再掲を組み入れて通し番号にしたためである。

6) 結核について

- (1) 明治41年(1908年)以前は、るいれきを含まない。
- (2) 昭和54年(1979年)以降は、後遺症及び原因の記載のない滲出性胸膜炎を含まない。
- (3) 平成7年(1995年)以降は、結核を伴うじん肺(J65)を含まない。

7) 悪性新生物<腫瘍>について

- (1) 明治41年(1908年)以前は、白血病及び仮性白血病を含まない。
- (2) 平成29年(2017年)以降は、独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>(C97)を含まない。

8) 心疾患(高血圧性を除く)について

- (1) 明治41年(1908年)以前は、狭心症を含まない。
- (2) 昭和54年(1979年)以降は、心臓麻痺、心臓衰弱を含む。
- (3) 平成7年(1995年)以降は、心臓併発症を伴うリウマチ熱(I01)・心臓併発症を伴うリウマチ性舞蹈病(I02.0)を含み、肺塞栓症(I26)・その他の肺血管の疾患(I28)を含まない。

主要死因を、それぞれの年次の死因分類番号で示すと、次のとおりである。

Hi09 喘 息		Hi10 胃潰瘍 及び十二指腸潰瘍		Hi11 肝 疾 患		Hi12 腎 不 全		Hi13 老 衰		Hi14 不慮の事故		Hi15 (再掲) 交通事故		Hi16 自 殺	
小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
•	•	•	•	•	•	•	•	•	39	•	40 **42 43	•	•	•	41
•	•	•	•	•	•	•	•	•	46	•	47 **49 50	•	•	•	48
102	*38	108	*39	118,120	45,*46	•	•	161	56	64-66,160 170-179 180-197	*27 *55 58	•	•	162-169	57
105	*23	111	*24	120-122 124	28,*37	•	•	164	34	67-68,163 175-189 192-196	*37 *33 **35	•	•	165-174	36
112	*50	117	51	124-125	56-57	•	•	162 (再掲を 除く)	**78	76-77 176-195	29 81-82	•	•	163-171	79
112	•	117	•	124-125	•	•	•	162.b	•	78-79 169-195	•	169-173	•	163-164	•
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46.e	•	•	794	B45.a	E800-E965	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48.a	E970-E979	BE49
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46.e	•	•	794	B45.a	E800-E962	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48.a	E963 E970-E979	BE49
493	B33.c	531-533	B34	570-573	B37 B46.f	•	•	794	B45.a	E800-E949	BE47- BE48	E800-E807 E810-E823 E825-E845	BE47 BE48.a	E950-E959	BE49
493	68	531-533	69	570-573	73-74	584-586	•	797	88	E800-E949	E104- E114	E800-E807 E810-E848	E104-E105	E950-E959	E115
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200

注：9)脳血管疾患について

(1)昭和25年(1950年)は、B22にB46.b(352の一部、すなわちB22の後遺症及び1年以上経過したもの)を含めること。

(2)平成7年(1995年)以降は、脳動静脈奇形の破裂(I60.8の一部)を含み、一過性脳虚血(G45)を含まない。

10)腎不全について

(1)平成7年(1995年)以降は、先天性腎不全(P96.0)を含まない。

11)老衰について

(1)昭和7年(1932年)以前は、老衰性痴呆を含む。

12)不慮の事故について

(1)昭和24年(1949年)以前は、アルコール中毒を含まない。

(2)平成7年(1995年)以降は、後遺症(Y86)を含まない。

13)自殺について

(1)平成7年(1995年)以降は、後遺症(Y87.0)を含まない。

14)高血圧性疾患について

(1)平成29年(2017年)以降は、二次性<続発性>高血圧(症)(I15.-)を含む。